

「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案」に関する意見
募集の結果について

令和7年10月29日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

標記について、令和7年6月5日（木）から同年7月6日（日）まで御意見を募集したところ、本件に関する17件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

なお、意見募集時の概要における「2. 改正の概要」中、(3)のうち特別教育の対象から除外する業務について、及び「4. 施行期日等」中、2(1)及び2(2)のうち安全装置に関することについては、下記のとおり修正を行った上で省令を定めることとしましたので、公表いたします。

「2. 改正の概要」の(3)

特別教育の対象から除外する業務については、除外要件を明確にするため、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務としました。

「4. 施行期日等」

事業者の負担等を鑑み、2(1)及び2(2)のうち安全装置に関することは令和9年10月1日より施行することとしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
1	<p>【自動警報装置に関する御意見】 エックス線装置の「自動警報装置」とはどのようなものを想定されていますか？ たとえば「エックス線照射中／エックス線非照射中」または「シャッター開／シャッター閉」など、その状態を自動的に示す表示灯が備えられている場合は、それらは自動警報装置とみなされますか？ それとも、それらとは別に何らかの自動警報装置の設置が求められますか？</p>	<p>自動警報装置とは、エックス線装置等に電力が供給されている場合等に電氣的又は機械的にこれと連動して警報が行われる装置（ランプ、表示灯、電鈴、ブザー等）です。警報は、関係者が確実に認識できる方法である必要があります。</p> <p>例示の表示灯については、一般的には、エックス線の照射中又は照射口シャッターの開閉と連動していると考えられるため、別途、「エックス線装置に電力が供給されている場合」にその旨を周知する自動警報装置が必要となると考えられます。</p>
2	<p>【自動警報装置に関する御意見】 「エックス線装置に電力が供給されていることを関係者に周知させる措置」及び「ガンマ線照射装置で照射していることを関係者に周知させる措置」における自動警報装置とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第14条の7第1項第6号に定める「原子力規制委員会が定める数量以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の出入口で人が通常出入りするものには、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合にその旨を自動的に表示する装置を設けること。」で定められている自動表示装置と同様の装置が求められるという理解で良いでしょうか。またその際、エックス線装置に電力が供給されている状態と、ガンマ線照射装置で照射している状態をそれぞれ「電力供給中」や「照射中」と周知する必要はなく、装置が使用中であることが分かる</p>	<p>ガンマ線照射装置については、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「RI法施行規則」という。）第14条の7第1項第6号における「使用をする場合」と、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）第17条第1項第3号における「照射している場合」は、同じ場合を指しますので、RI法施行規則における「自動的に表示する装置」は、電離則における自動警報装置でもあるとみなせます。</p> <p>一方で、エックス線装置については、RI法施行規則第14条の7第1項第6号における「使用をする場合」（エックス線を照射する場合）と、電離則第17条第1項第1号における「電力が供給されている場合」は、異なる場合を指しますので、RI法施行規則の「自動的に表示する装置」とは別に、エックス線装置に電力が供給されていることを関係者に周知す</p>

	<p>「使用中」で統一される方が関係者への周知性、表示装置の設計、保守・誤解防止の面でも望ましいと考えます。</p>	<p>る措置が必要です。また、電離則とRI法施行規則の両方の規定が適用されるエックス線装置は、波高値による定格管電圧が1,000キロボルト以上のもの（1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有するエックス線を照射するもの）となります。</p> <p>なお、表示灯に表示させる文言については、電離則においては特に規定はございませんが、エックス線装置に電力が供給されていることを関係者が確実に認識できる方法である必要があります。</p>
3	<p>【自動警報装置及び安全装置に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報装置は安全装置に含まれますか？ エックス線装置の「安全装置」とはどのようなものを想定されていますか？ たとえばエックス線装置に、作業者の操作によってエックス線を照射したり遮へいしたりするシャッターが備えられている場合は、それは安全装置とみなされますか？ それとも、それとは別に何らかの安全装置の設置が求められますか？ ・ 自動警報装置や安全装置の定義や法令を満たすと見なせる要件、また代替措置について明確化していただきたい。例えば安全ロックキーによる安全装置は機械式以外にも電子式のPINキーロックも含むのか。安全柵や防護ガラスは安全装置に含むのか等。 	<p>「偶発的な被ばくを防止するための安全装置」（以下、単に「安全装置」という。）とは、具体的には、エックス線の照射中に照射域に侵入できないようにする機構（安全キースイッチやインターロック）、又は照射域に侵入した場合にエックス線の照射が停止または遮断される機構（侵入検知センサやリミットスイッチと連動した照射停止機構）等の、主としてフルプルーフのためのものを指します。警報装置については多様な種類が存在しますが、上記に当てはまらないものについては、安全装置としては認められません。</p> <p>御意見に例示いただいた「作業者の操作によってエックス線を照射したり遮へいしたりするシャッター」については、それのみでは安全装置に当たりませんので、別途、上記のような安全装置の設置が必要となります。</p> <p>いただいた御意見を参考に、行政通達において詳細をお示しするよういたします。</p>
4	<p>【自動警報装置及び安全装置に関する御意見】</p> <p>既設装置への改修等について確実に対</p>	<p>御意見も踏まえ、放射線装置室内に設置する工業用等の特定エックス線装置に関する自動警報装置の対象拡大と、安全</p>

	<p>応できるように猶予期間の延長を希望します。</p>	<p>装置の義務化については、既設の엑クス線装置の改修等に一定の期間が必要であることから、施行期日について、令和9年4月1日から、令和9年10月1日に延長することとしました。</p>
<p>5</p>	<p>【医療用엑クス線装置に関する御意見】</p> <p>医療法・獣医療法との整合性を考慮の上で規制を定めていただきたい。</p> <p>また、医療用の装置について操作室を別室に設置する義務については、国際的なスタンダードではなく日本におけるローカルルールであるため妥当性についてさらに検討されたい。</p>	<p>医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）と同様の措置を電離則でも規定することで、医療用の엑クス線装置に関する規制について整合性を確保します。また、当該措置の実施等を踏まえ、医療用の装置については、自動警報装置・安全装置の義務対象外とします。</p> <p>また、これまでも医療用の엑クス線装置の使用に関しては、電離則第12条（間接撮影時の措置）や第13条（透視時の措置）等の規定を整備することにより、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告や国際電気標準会議（IEC）の基準を反映した改正を行ってきました。</p> <p>医療用엑クス線装置の防護に関しては、例えば国際原子力機関（IAEA）のSSG-46「電離放射線の医療応用における放射線防護と安全」において、医療従事者の放射線防護について安全指針が示されていますが、操作する場所の具体に関しては示されていませんが、遮へい用のバリアを設置することを求めています。このため、医療従事者の放射線防護の観点から、別室に操作室を設けることにより医療従事者を放射線から防護することは、国際的な基準の趣旨に合致するものと考えています。</p>
<p>6</p>	<p>【엑クス線作業主任者等の職務見直しに関する御意見】</p> <p>装置の点検の方法や頻度について明確</p>	<p>いただいた御意見を参考に、行政通達において詳細をお示しするようにいたします。</p>

	<p>化いただければ、より効果的だと考える。</p> <p>その他、追加される職務に関する詳細について、明確化いただきたい。</p>	
7	<p>【エックス線作業主任者等の職務見直しに関する御意見】</p> <p>エックス線作業主任者等については、専門の知識を持った者に業務委託することがより良いと考えるが、可能か。</p>	<p>事業者は、エックス線作業主任者等の選任に当たり、その者は事業者の雇用する者でなければならないこととはされていませんが、都道府県労働局長の免許を受けた者を選任し、職務を実施できる権限を与える必要があります。</p>
8	<p>【エックス線作業主任者等の職務見直しに関する御意見】</p> <p>労働者の指揮の職務が加わることで、他の作業主任者と同様に、事業者毎に作業指揮者が必要となることから、新たな人員の確保の必要性が生じる可能性があり、作業主任者試験の頻度等を鑑み、猶予期間について延長いただきたく存じます。</p>	<p>今回の改正により、エックス線作業主任者の職務に「労働者の指揮」が新たに加わったように見えるかもしれませんが、実際は「労働者の指揮」は従前から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条に基づき、すべての作業主任者の職務として求められていました。</p> <p>したがって、これまで法令に従って適切に作業主任者を選任いただいていた事業者においては、新たに選任いただく必要は生じないと考えています。</p> <p>なお、新たな職務の追加に係る周知の期間を確保するため、令和8年4月1日を施行期日としています。</p>
9	<p>【特別教育の対象業務に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボックス型装置の管理区域への身体の一部の侵入がある場合でもインターロックなどが有効であれば、被ばくリスクが低いと考えられるが、特別教育の対象となるのか。 ・特別教育の実施対象となる業務に関して、装置の内部にのみ管理区域が存在する場合を対象外としているが、労働者の知る権利に対応したルールとするのが良いのではないか。 	<p>御意見も踏まえ、本改正では、「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成13年3月30日付け基発第253号）の第3の3(6)ア～ウで例示した装置等のように、「装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の一部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置」（以下「ボックス型装置」という。）を使用する労働者については、被ばくのリスクが低いことから、改正後の電離則第52条</p>

		<p>の5に定めるエックス線装置及びガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る特別教育の対象から除外することを明確化することとしました。</p> <p>ボックス型装置の使用に当たっては、雇い入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育において、放射線の人体への影響、当該装置の危険性、当該装置の安全な取扱い及び禁止事項等について教育する必要がありますので、労働者が作業に従事するに当たって必要な知識を得られる仕組みになっています。</p>
10	<p>【特別教育の対象業務に関する御意見】</p> <p>ハンドヘルド型蛍光エックス線分析装置は被ばくのリスクがあると思われるが、特別教育と作業主任者の選任が必要か。</p>	<p>ハンドヘルド型（可搬式）蛍光エックス線分析装置を取り扱う業務については、従前は改正前の電離則第52条の5に定めるエックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務には当たらなかったため当該業務に係る特別教育は必要ありませんでしたが、今般の改正により、蛍光エックス線を利用する装置を含むエックス線装置（ボックス型装置を除く。）を取り扱う業務全般が改正後の電離則第52条の5に定めるエックス線装置及びガンマ線照射装置を取り扱う業務として特別教育の対象となるため、今後は特別教育が必要となります。なお、従前通り、エックス線作業主任者の選任も必要となります。</p>
11	<p>【特別教育の対象業務に関する御意見】</p> <p>対象業務がエックス線装置またはガンマ線照射装置を「取り扱う業務」へ拡大されるという認識で良いか。</p>	<p>ご認識のとおりです。ただし、ボックス型装置を使用する業務は、除外されません。</p>

※上記のほか、本案に賛成いただく旨の御意見を計2件、今回の意見募集に関係ない御意見を計7件いただきました。